

# 今後のスケジュール

---

# 社会保険未加入対策推進協議会について

## I. 中建審提言（H24.3月 抜粋）

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

## II. 社会保険未加入対策推進協議会

### 1 全国協議会

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、行政、建設業団体、関係団体により、「社会保険未加入対策推進協議会」を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

#### (1) 参加団体等

学識経験者、建設業団体・発注者団体・労働者団体

厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、国土交通省(建設業担当部局)

#### (2) 開催状況

第1回：H24年 5月29日	社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など
第2回：H24年10月31日	社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積もりの取りまとめ など
第3回：H25年 9月26日	社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など
第4回：H27年 1月19日	社会保険未加入対策に関連する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など
第5回：H27年12月18日	社会保険未加入対策に関連する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など
第6回：H28年 5月20日	目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など

### 2 地方協議会

各地方ブロックにおいても、地方整備局が事務局となって、地域の実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方協議会を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

## III. 加入促進計画の策定・実施

協議会に参加している各建設業団体は、それぞれの立場から社会保険加入を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」を策定し、毎年フォローアップを行うこととしている。

## IV. 社会保険未加入対策の目標

「平成29年度までに事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指す」

# 平成29年度のスケジュール

## ① 加入促進計画のとりまとめ

平成29年5月(予定) 第1回 建設業社会保険推進連絡協議会(仮称)

- 名称を変更:「建設業社会保険推進連絡協議会」(仮称)
  - …5年間の未加入対策の計画期間の終了を受けて、協議会の名称を変更する
- 5年間の社会保険未加入対策の総括
  - (行政)①社会保険未加入対策の目標の達成状況の把握
    - ②目標未達の地域・業種等について、追加的な対応をとりまとめ
  - (各団体)①「加入促進計画」(第2回推進協議会で各団体作成)のフォローアップ、
    - ②目標未達の場合は追加的な対応をとりまとめ

追加的な対策の実施

## ② 実態調査による課題の把握

平成29年春頃~(予定) ≪社会保険の加入状況等に関する実態調査≫

- 社会保険未加入対策の5年間の計画期間の終了を受けて、現場の種別等に応じた課題を客観的に把握するため、実態調査を実施

## ③ 目標の達成状況の把握

平成29年中(予定) 第2回 建設業社会保険推進連絡協議会(仮称)

- 企業別/労働者別の社会保険加入状況の把握、目標の達成状況の詳細を分析・確認
- 実態調査を受けた課題の整理
- 上記の結果を受けて、課題に対応した追加的な対応をとりまとめ

# 社会保険未加入対策の目標と把握のスケジュール

## 目標

「平成29年度までに事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」（平成24年1月の中建審とりまとめ）

## 把握方法

### (1) 企業別目標

- 建設業許可更新時等の加入指導記録等から把握

※平成24年11月から許可更新時等の加入指導を開始したため、5年に1度の許可の更新が一巡するのは平成29年10月末

### (2) 労働者別目標

- 統計（厚生労働省「雇用保険事業年報」「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」、総務省「労働力調査」等）を用いて「建設業」及び「製造業」の加入率を推計

※平成28年度末時点の「雇用保険事業年報」は平成29年11月頃、「厚生年金保険業態別規模別」は平成29年8月頃に発表される見込み

## スケジュール

- ①平成29年5月頃（予定） 第1回建設業社会保険推進連絡協議会  
各種調査等を用いて、目標の達成状況を確認（この時点で把握可能な範囲で）
- ②平成29年中（予定） 第2回建設業社会保険推進連絡協議会  
（1）建設業許可更新時の加入指導一巡、（2）加入率の推計に必要な関連統計の公表を受けて、目標の達成状況の詳細を確認